

令和6年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：DXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
1	事業の成果物であるアプリやWebサイトの県民への周知について	意見	1	30	多額の費用をかけて開発・作成したアプリやWebサイトを多様な方法で県が広報を行っているにもかかわらず、リリース時の一定期間以降は利用が伸び悩んでいるものが多い。県民に広く認知され利用されるには、リリース時の一過性のプッシュ情報ではなく、事業の成果物であるアプリやWebサイトについての情報を継続的にプッシュ配信していく必要がある。その方法として、月1回発行の県の広報誌である「NEWSふくい」に毎号一定のスペースを設けて、県民が情報を収集できる便利なアプリ・Webサイトのリリース情報、更新情報、機能追加情報などを定期的かつ継続的に提供していくのが最も低コストかつ効果的だと思われる。	令和7年度から、定期的に広報誌「NEWSふくい」で県が作成したアプリ、WEBサイトを紹介するようにした。	広報広聴課
2	県民のITリテラシーの向上とデジタルデバйд解消について	意見	2	32	県民のITリテラシーが低かったりデジタルデバйдが存在すると、地方自治体の事業の実施が制限されたり効果が低減されてしまい、特に買い物難民や交通難民対策のために、県民のITリテラシーの向上とデジタルデバйд解消は必須といえる。しかし、県のDX推進プログラムの中にはその対策のための事業がほとんど見当たらない。県は、DX推進プログラムに県民のITリテラシーの向上とデジタルデバйд解消のための政策・事業を盛り込み、DX・デジタル技術を大いに活用して、市町と連携・協働して問題解決にあたる必要がある。	DX推進プログラムでは、デジタルデバйд対策と銘打ってはいるが、デジタルデバйд解消につながる事業を各所属で実施している。また令和7年度に、スマホ無償貸出やスマホ教室・相談会の開催等のデジタルデバйд対策の実証事業を実施しており、当該実証事業の結果を踏まえ、令和8年度以降の本格実施に向け検討していく。	DX推進課
3	DX人材の育成・確保について	意見	3	34	県は、DX推進の方針として「福井県DX推進プログラム」を策定し、意識改革、体制構築、人材育成・確保等に係る仕組みづくりを進めており、各種取組みを実施し、業務効率化に大きく貢献するなど、成果を上げている。DXの推進は、県民の利便性向上や業務の効率化による人的資源の創出を可能にし、行政サービスの更なる向上に大きく貢献するものであり、DXの成功には専門人材の確保が重要な鍵となる。そのため、県は、引き続き積極的にDX人材の育成・確保に長期的な目線で取り組んでいくことが望まれる。特にDXの専門家の採用には力を入れていきたい。	県では令和3年度より民間企業からの外部専門人材として部長級のDX推進監を招へいし、DX推進体制の構築や意識変革・気運醸成といった点で活用している。外部の高度専門人材をDX推進アドバイザーとして委嘱し、県や市町で実施する政策に対して助言を行う取組を実施しており、令和7年度には人員を1名拡充して8名で支援を行っている。今後も専門人材の活用を検討していく。	DX推進課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
4	電子契約システムと財務会計システムの連携について	意見	4	36	電子契約システムの導入は、産業のDXや行政運営の効率化に貢献することが期待されるが、県も、令和7年4月1日付の契約から電子契約を導入する予定であり、令和5年度から令和7年度までの予定で現在、財務会計システム再構築事業を進めている。 今後、電子契約システムが予定どおり稼働し、再構築された財務会計システムとの連携が可能になることにより、庁内や事業者の業務効率化やコスト削減などのメリットが享受できるようになることが望まれる。	令和8年度から電子契約サービスと財務会計システム間のサービス連携開始を目指し、審査指導課とともに対応中である。	DX推進課
5	標準外経費の事業評価について	意見	5	37	経常的経費のうち一部の標準外経費には、特定の目的を達成するために一定の期間内に実施される一連の活動であるプロジェクトに向けて投入される事業経費もあり、それらは事業評価に良くなじむものである。該当する事業は標準外経費であっても、活動指標および成果指標を設定し、目標と実績の乖離の内容から事業評価を行うのになじみやすく、そのような管理に適した事業であるが、県は、標準外経費に対して活動指標および成果指標を設定していない。 標準外経費に該当する事業に対しても、政策的経費と同様に、活動指標および成果指標を設定して事業評価を行うことが望まれる。	標準外経費のうち、特定の目的を達成するために一定の期間内に実施されるべき事業については、査定の段階で政策的経費へ移行し、評価指標の設定を促していく。	財政課
6	予算要求シート（事務事業カルテ）における「受益者」の設定について	意見	6	38	事務事業カルテにおいて、「受益者」および「想定される受益者数」の設定は、事業の企画・立案や分析・評価を行ううえで重要な要素であるが、直接的な受益者ではなく間接的受益者を設定している事業が多くある。事業の企画・立案や分析・評価を適切に行うためにも、「受益者」および「想定される受益者数」は直接的な受益者を設定すべきである。	令和6年度末のカルテ作成依頼において、「受益者・想定される受益者数」として事業実施により直接利益を受けるものを記載するよう通知した。	財政課
7	成果指標の設定について	意見	7	38	成果指標として絶対数を使用した場合、当該事業では影響を及ぼすことができない母集団の数量が変化しているのに、絶対数を成果指標として設定しても、成果指標の目標としての意味が乏しい場合もある。 成果指標として、絶対数と相対的な割合を示す比率のどちらを使用するかを検討し使い分けることが望まれる。	絶対数と相対的な割合を示す比率の使い分けについて指導していく。	財政課
8	成果指標の設定について	意見	8	38	受益者数を分母として使用した成果指標を設定している事業は少ない。成果指標として比率を採用した場合、受益者数を分母として使用した成果指標が適切である事業は多いと思われる。 受益者数を適切に設定し、成果指標として比率を採用した場合の分母として大いに活用するのが望まれる。	受益者数を分母として使用した評価指標の設定について指導していく。	財政課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
9	成果指標の設定について	意見	9	39	<p>成果指標は必ず設定するという庁内のルールになっているが、設定していない事業があった。</p> <p>成果目標は、できる限り数値で設定し、数値設定ができない場合はできない理由を記載のうえ、数値でない目標を記載しなければならない。</p>	<p>令和6年度末のカルテ作成依頼において、成果指標を数値で設定すること、数値設定ができない場合はその理由と数値以外の目標を記載するよう通知した。</p>	財政課
10	活動指標および成果指標の設定について	意見	10	40	<p>活動指標について、当該事業の活動量を事務事業の活動指標として設定すべきであるが、活動を表しているとはいえないものがある。また、成果指標について、事業の直接の結果であるアウトプットの指標や短期のアウトカムの指標を事務事業の成果指標として設定すべきであるが、政策・施策の成果指標として設定するのが適切な中長期のアウトカム指標を成果指標として設定しているものがある。</p> <p>両指標を適切に設定することは、事業評価を適切に行うために不可欠のことである。活動指標・成果指標の適切な設定に関するマニュアルの詳細化や県全体の事務事業の指標設定の適切性をチェックする担当者の設置など指標として適正なものが設定される策を講ずることが望まれる。</p>	<p>予算要求シート記載要領にしたがって活動指標・成果指標を設定しているか査定の段階で議論する。</p>	財政課
11	活動指標および成果指標の設定について	意見	11	41	<p>内容が異なるサブ事業が複数ある事務事業において、活動指標および成果指標が1つだけという事業が多くみられた。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p> <p>ただし、複数の指標の設定により事業評価がより難しくなると思われる場合において、重要度・支出額などによりウエイト付けした1つの指標を設定することや金額が小さいサブ事業がある場合に、金額が大きいサブ事業についてのみ指標を設定することも有効な方法であると思われる。</p>	<p>事業目的が異なる施策が複数ある場合には、事業目的ごとに適した評価指標の設定を指導していく。</p>	財政課
12	成果指標の設定について	意見	12	41	<p>成果の最終目標を達成した事務事業において、達成した後も成果指標の目標数値が変化していない事業があったが、これは事業に関する合理的な判断に基づく対応とは言えない。</p> <p>目標達成後は、事業に関する合理的な判断を行ったうえで、最終目標を引き上げて事業を継続する、事業を完了する、事業を整理統合する、といった対応をすることが望まれる。</p>	<p>目標を達成した事業については、次年度の査定において目標値を見直すか、事業を完了もしくは整理統合するよう指導していく。</p>	財政課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
13	業務の再委託に関する取り決めの記載について	意見	13	42	<p>県は、業務の再委託に関する取り決めについて、契約書に記載している場合もあれば、（調達）仕様書に記載している場合もある。</p> <p>業務の再委託に関する取り決めの記載について、契約書と（調達）仕様書のいずれかに記載する、または、両方に記載する、ということを統一することが望まれる。</p>	<p>契約書式例を改正し、各委託契約書中の再委託の禁止条項に、再委託の申請に関する記載を追加した。</p> <p>記載方法の統一化については、契約には様々な形態があり、再委託の詳細（再委託が不可能な業務等）を仕様書に書かざるを得ない場合も考えられるため、契約書への記載は必須とするが、仕様書には必要に応じて詳細を記載することとする。</p>	審査指導課
14	再委託承認申請書における記載事項について	意見	14	43	<p>県は、委託先と再委託先の間の契約金額（再委託金額）を「再委託承認申請書」に記載することを求めておらず、申請書様式にも再委託金額の項目はない。「再委託（予定）金額」に関する情報は、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であるかどうかや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないかどうかなどを確認し、当初の委託契約の経済的合理性について慎重に検証する観点から、重要な判断要素となると考えられる。</p> <p>県は、「再委託（予定）金額」についても把握し、どの程度の割合が再委託されているかを検討した上で、再委託の承認を検討することが望まれる。</p> <p>また、「再委託の期間」についても再委託契約の妥当性を考慮するうえで判断要素となるものであると考えられる。</p> <p>県は、「再委託金額」と「再委託の期間」を再委託承認申請書の様式に追加することが望まれる。</p>	<p>再委託承認申請書として、「再委託する契約予定金額」、「再委託の契約期間」等を記載する様式を示し、委託業者に提出させるよう各所属に通知した。</p>	審査指導課
15	再委託の範囲や全体像の明確化について	意見	15	44	<p>再委託承認申請書の記載内容だけでは、委託と再委託の範囲や全体像の把握が容易でなく、再委託が適当かどうか判断しにくい。</p> <p>再委託をする際には、再委託の業務の範囲について、全体の委託業務のうち、どの範囲で再委託がされているか分かるように、業務内容や業務プロセスごとに役割分担表を作成し、再委託の業務の範囲に合理性があるか分かるようにすることが望まれる。</p>	<p>全体の委託契約のうち、どの範囲で再委託がされているかがわかるように、再委託の業務内容や業務プロセスがわかるものを、再委託承認申請書と併せて委託業者に提出させるよう各所属に通知した。</p>	審査指導課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
16	補助金事業の評価について	意見	16	51	<p>県の補助金事業の評価については、事務事業カルテにおける「事業評価」欄の記載があるだけで、それ以外には庁内でのルールや一定の書類・様式はなく、どのような判断を行っているかを把握できる資料が残されていないことから、個人個人の価値観・考え方のもとで主観的な判断や評価を行っていると思われる。</p> <p>補助金事業の評価を公平・適切に行うためには、統一かつ詳細な評価基準を庁内で設けることが必要である。また各職員が一定のレベルを保持して客観的に評価を行うためには、現在の事務事業カルテのサブカルテとして補助金事業カルテや評価シートを作成するのが有効である。このカルテやシートを作成することによりその補助金事業の性格や問題点などが把握でき、成果指標・活動指標の設定も容易になると思われる。</p>	<p>補助金については、補助金ごとに交付要綱を定めており、その目的または趣旨を規定するとともに、補助金の交付を受ける事業者は補助事業の遂行状況や実績報告書を提出することとしている。</p> <p>補助金事業の評価にあたっては、所管課がそれぞれの事業目的に照らし、個別に補助対象事業の評価を実施したうえで補助金事業の評価を行うものであり、統一かつ詳細な評価基準の設定は困難であるが、予算査定や監査等において有効性や効率性を判断しており、客観性は担保されているものと考えている。</p>	財政課
17	補助対象経費と補助対象外経費の区分誤りについて	指摘	1	67	<p>未来技術活用プロジェクト誘致補助金事業における補助金の算定に当たって、補助対象外経費となる役務費の消費税について補助対象経費に含まれていた。</p> <p>県は、補助対象経費と補助対象外経費の区分は適切に区分して集計されているか慎重に確認する必要がある。ただし、補助金の確定は、上限の3,000千円となっており、補助金支給額に影響はない。</p>	<p>今後の補助金取扱事務においては、補助対象経費と補助対象外経費の区分について、補助事業者に十分に説明するほか、間違いのないよう複数人で確認していく。</p>	DX推進課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
18	補助対象経費の消費税相当部分について	指摘	2	68	<p>未来技術活用プロジェクト誘致補助金においては、役務費以外の経費は、消費税も補助対象となっており、消費税相当部分を含めて補助金を支給していた。</p> <p>この点について、補助金交付先が課税事業者である場合には、事業のために行った課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができることから、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができるため、事業者は補助金と仕入税額控除の両方で消費税相当額を受け取ることになり、二重に利益を得る結果となる。これは適切ではない。</p> <p>そのため、補助金を支給する場合において、補助金交付先が課税事業者であれば、県は、原則として、補助対象経費から消費税相当額を除外して補助金を交付する、もしくは、県は、補助対象経費に消費税相当部分を含めて補助金を一旦支給し、その後において仕入税額控除によって還付を受けた消費税相当額を補助金から返還させるという手続が必要と考える。ただし、補助対象経費が消費税相当額を考慮しても補助金の上限額を大幅に超過しており、実質的な影響がない場合は、この限りではない。</p>	<p>今後の補助金取扱事務においては、消費税の取扱について、補助金交付要綱やマニュアル等へ明記するとともに、交付にあたっては、間違いのないよう複数人で確認していく。</p>	DX推進課
19	活動指標および成果指標の設定について	意見	17	69	<p>福井県DX推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>	<p>該当事業は令和7年度に組み換えを行っているが、後継事業であるデジタル人材育成事業においてもサブ事業ごとに成果指標を設定するよう留意する。</p>	DX推進課
20	ふくいコンシェルジュの利用割合について	意見	18	77	<p>県の公式ポータルアプリである「ふくいコンシェルジュ」は、県・市町と県民・市民・町民をつなぐ優れたツールであると思われるが、利用が伸びず利用割合が少ない状態である。お金や時間をかけても利用されないならまったく意味がなく、利用割合が少ない原因は分析しなければならないが、一番の原因は県の消極的な広報活動にあると思われる。</p> <p>県はこのアプリやその連携基盤を構築するだけで満足せず、利用割合を高めるために県民への広報活動にもっと尽力する必要がある。</p>	<p>「ふくいコンシェルジュ」の利活用を促進するためには、広報だけでなく、県民が利便性を実感する機能も追加していく必要がある。令和7年4月に市町とプッシュ型行政推進協議会を立ち上げたところであり、同協議会において情報発信やデジタルサービスの提供、データ連携基盤の在り方を検討していく。</p>	DX推進課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
21	運用コストとデータ管理について	意見	19	84	デジタル地域通貨事業は、行政の効率化や地域経済の活性化を目的として導入されたが、利用者が増えれば増えるほど運用コストは増大するとともに、データ管理についても情報漏洩等に対するリスク管理がますます重要となってくる。特に、事業の実施が事業者に依存し競争原理が働かない状況では運用コストの低減を図ることも難しく、このまま運営を続けた場合、デジタル地域通貨事業の長期的な財源確保が課題となる。 県は、当事業のコストと便益を適切に評価し、その評価結果を公表することが重要と考える。	デジタル地域通貨の運用コストについては、県の負担を低減していくため、運営事業者と協議し、長期的な目標を設定しており、今後運用コストの削減に努めていく。 事業のコストと便益の評価については、HP等での公表を検討していく。	DX推進課
22	ふくアプリにおける本人確認の推進について	意見	20	86	デジタル地域通貨事業は、給付金の迅速かつ確実な支給を目的の一つとしているが、現在のふくアプリでは公的個人認証による本人確認機能が具備されているものの利用されておらず、電話番号ベースのアカウント管理のみとなっていることや、自治体が保有する情報やシステムとの連携も十分ではないこともあり、給付金事業での利用が進んでいない。 今後、より安全で信頼性が高く、かつ誰もが利用しやすい給付システムとして活用していくこと、また行政コスト削減につなげていくためには見直しが必要と考えられるため、事業の継続性も含め慎重に検討する必要がある。また、マイナンバーカードを活用した本人認証を進め、より確実かつ効率的な運用体制が構築されることが望まれる。	現在国においてマイナンバーカードやマイナポータルの活用を一層進めることとしていることから、その動向を確認しながら公的個人認証によるアカウント整備を検討したい。 行政の費用負担低減については、持続可能な運営に向けて引き続き事業者と協議を行っていく。	DX推進課
23	ふくアプリの決済機能の活用について	意見	21	88	県の「ふくアプリ」を使った「はぴコイン」での決済機能は、すでに民間のキャッシュレス決済サービスが広く普及している中で、行政が新たな決済サービスを提供し、それに関する費用を行政が負担をすることの必要性やその持続可能性には疑問が残る。 また、持続可能な収益モデルがなく、運営コストが税金で賄われている点も大きな課題である。 このため、デジタル地域通貨事業を決済手段として民間に普及させるのではなく、行政給付のデジタル化ツールや地域振興ポイントとして活用する形へと仕組みを移行し、民間決済サービスと連携しながら、行政独自の強みを生かすことで、より持続可能な形での運営を行うことを検討することが望まれる。	「はぴコイン」は当初より、行政給付の迅速化や地域活性化のツールとすることを目的とし導入しており、令和7年度は県・市町・民間事業者あわせて50以上の事業に利用されている。 また、今後民間事業者の利用拡大により、行政の費用負担を低減していくこととしており、持続可能な運営に向けて引き続き事業者と協議を行っていく。	DX推進課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
24	事業の継続可能性について	意見	22	89	<p>デジタル地域通貨事業は、給付手続きのデジタル化と行政コスト削減を目指しているが、デジタル地域通貨アプリの普及率の低さやデジタル対応が難しい層への対応など、課題も抱えている。</p> <p>事業の成功には、アプリの改善や代替手段の検討、そして、県民全体のデジタル活用を支援する取り組みが不可欠であり、すべての県民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、公平性と利便性を両立させた事業運営を行う必要がある。</p> <p>また、事業の性質上、多くの困難・課題があり、全国的にも成功例が少ない点を考慮すると、事業全体のコストと便益を数値化し、事業継続の是非を客観的に判断する必要があると考える。損失を最小化しこの事業実施のために使われた資源（ヒト、カネ、モノ、情報、ノウハウ等）を再配分するために、場当たりに対応するのではなく、どのような状態になったらどのようなタイミング・方法で撤退するかといった撤退戦略（休止戦略も含む）についても予め考慮に入れておく必要があると思われる。</p>	<p>「ふくアプリ」の登録者は19万人を超え、着実に利用が広がってきている。</p> <p>一方で、デジタル対応が難しい層への対応として、各地でサポート会を実施しているほか、令和7年度は市町と協力しデジタルデバйд対策の実証事業を行い、今後の対応を検討しているところである。</p> <p>事業継続に向けて、利用データをもとにした定期的な便益の分析を行いながら、長期的なコストの削減や運営事業者による収益確保について引き続き協議していく。</p>	DX推進課
25	成果指標の設定について	意見	23	91	<p>デジタル地域通貨事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「デジタル地域通貨を活用した事業数」が設定されているが、これは、成果指標というより活動指標に近いと考えられる。</p> <p>デジタル地域通貨を導入することによって得られる成果について具体的にどうなることを期待しているのかを明確化し、数値目標を適切に設定することが望まれる。</p> <p>例えば、成果指標としては、既存事業の何割を現金給付からデジタル地域通貨に置き換えるかなど、行政のDXに関する成果指標を設定することが考えられる。</p>	<p>「デジタル地域通貨を活用した事業数」ではなく、「デジタル地域通貨アプリ（ふくアプリ）利用者の満足度」を成果指標として設定し、利用者にアンケートを実施した。</p>	DX推進課
26	活動指標および成果指標の設定について	意見	24	95	<p>地図情報共有サービスを用いた地域課題解決事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として県民等の「投稿数」、成果指標として県が構築した「利用分野数（地図サイトの利用カテゴリーの数）」を設定している。</p> <p>県が設定した活動指標および成果指標は逆にしたほうが適切である。すなわち、県の活動量を表す活動指標として、県が設定し利用できる地図サイトのカテゴリー数、成果指標として県民等が地図サイトに投稿した投稿数が適切である。</p>	<p>地図情報共有サービスは各部に周知・働きかけを行っていたが利用が低調であったことから令和7年度は事業の実施を見送った。</p> <p>他の事業でも頂いたご意見に留意したい。</p>	DX推進課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
27	地図情報共有サービスにおける県民の利用増加策について	意見	25	95	地図情報共有サービスは、令和6年9月には本格運用（県民からの投稿受付）が始まり、令和7年2月には利用分野は11となったが、依然として利用は低調である。県は県民の利用増加策を講じる必要がある。周知の方法や回数を見直すとともに、県民が投稿する意欲が沸くサイト作りをすることが望まれる。	地図情報共有サービスは各部に周知・働きかけを行っていたが利用が低調であったことから令和7年度は事業の実施を見送った。	DX推進課
28	補助金概算払における過大支出について	指摘	3	114	県は、タクシー配車アプリ導入事業の運営において、補助事業者から提出された補助金交付請求書（概算払）の計算根拠資料につき、概算請求額の計算誤りがあるにもかかわらずこれを見逃し、不必要な概算額550千円を過大支出している。一部の事業者の補助金請求見込みが補助対象経費見込みを上回っていたにもかかわらず、チェックが十分でないために、概算請求額の過大を看過したものである。この過大支出は、概算払で発生したことであり、その後の事業完了後の精算にて県に返還されており、最終的には過大支出となっていないものの、財源管理の観点から事業者に対して不必要な支出を行うべきではない。概算払いにおいても請求根拠の十分な確認が必要である。	補助金取扱事務においては、概算払いについても請求根拠の十分な確認を行うよう所属内で周知徹底するとともに、間違いのないよう複数人で確認することとした。	交通まちづくり課
29	補助対象経費の消費税等相当分の取扱い方法の記載について	意見	26	115	消費税の制度上、免税事業者か課税事業者か、また、課税事業者でも本則課税か、簡易課税か、さらに、本則課税でも公共・公益法人等に特定収入がある場合の仕入控除税額の調整を行う事業者か否かなど、補助事業者の状況により様々な取扱いの違いがある。これを十分に把握・斟酌しないと、補助対象経費に消費税等相当分がある場合の取扱いを誤る可能性があることから、補助事業者の状況に応じた消費税の取扱い方法についても交付要領等に明記することが望まれる。	補助金取扱事務においては、補助金交付要領の作成時に消費税の取扱いについて明記するよう所属内で周知徹底するとともに、間違いのないよう複数人で確認することとした。	交通まちづくり課
30	活動指標および成果指標の設定について	意見	27	116	タクシーDX化支援事業の事務事業カルテにおいては、地域住民や来県者の利便性向上を目標とし、キャッシュレス決済の導入などへの支援により交通分野におけるDXを進めることとしている。県は、活動指標として「補助件数」を、成果指標として「配車アプリ導入率・キャッシュレス決済端末導入率」を設定しているが、これらは手段の評価であり、目標が成果として達成できたかどうかの評価でない。上記の指標は活動指標として設定し、その先における目標の達成状況を成果指標として評価することが望まれる。例えば、「現金/キャッシュレスの利用割合の動向」、「電話/配車アプリによる迎春割合」などが指標として考えられる。他にも「利用者アンケートの高評価」なども成果指標測定に役立つであろう。	本事業は完了しているため、今後類似の交通分野のDX化にかかる事業を実施する際には、事務事業カルテの作成時に事業の効果等について正確な分析を行い、適切な成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。	交通まちづくり課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
31	成果指標の設定について	意見	28	121	<p>地域公共交通キャッシュレス化推進事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「交通系ＩＣカードの路線バスへの導入台数」を設定している。ただし、事業目的である「運賃支払時のキャッシュレス化を進め、地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点からの評価が不足している。</p> <p>成果指標は、目的である「地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点から設定することが望まれる。例えば、成果指標として「機器の利用率」や「利用金額・利用者アンケートの高評価件数」などを設定すれば、利用・活用という「使う」側面が評価でき、事業費が有効に使われたかどうかの評価をより適切に実施できると考える。</p>	<p>本事業は完了しているため、今後類似の交通分野のDX化にかかる事業を実施する際には、事務事業カルテの作成時に事業の効果等について正確な分析を行い、適切な成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。</p>	交通まちづくり課
32	活動指標および成果指標の設定について	意見	29	126	<p>嶺南地域公共交通充実支援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「嶺南広域行政組合を通じて行う市町への補助件数」、成果指標として「小浜線、バス等の年間利用者数」と事務事業全体の目標としてそれぞれ一つ設定しており、サブ事業であるキャッシュレス決済導入の事業に係る指標は特に設定されていない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>	<p>サブ事業がある場合にはそれぞれに適した活動指標および成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。本事業については、令和7年度からは「小浜線、バス等の年間利用者数」に加え、サブ事業である「地域ごとの鉄道・バスへのキャッシュレス決済導入状況」についても確認を行っている。</p>	交通まちづくり課
33	オンライン診療の補助件数について	意見	30	131	<p>公立診療所における医療DX推進事業の補助対象となったオンライン診療の実施は、専門医によるオンライン診療で、1件のみであり、延べ日数も3日間だけであった。実際には、補助対象となるオンライン診療は他にも実施されており、申請すれば補助対象となったものもあると推測される。</p> <p>オンライン診療の実証事業を効果的に推進し、今後のオンライン診療をスムーズに実施していくためにも、補助金制度の存在を対象施設に十分に周知し、その活用を促すことが望まれる。</p>	<p>本事業については実証事業を令和5年度までで終了し、令和6年度からは、オンライン診療を行う公立診療所に対する補助事業として取り組んでいる。</p> <p>補助金制度について、診療所に対し周知を行った結果、令和6年度はオンライン診療を行ったすべての診療所（5施設）から補助金申請があった。</p>	地域医療課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
34	活動指標および成果指標の設定について	意見	31	132	<p>公立診療所におけるDX推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「オンライン診療の回数(回)」、成果指標として「オンライン診療の実証を行う診療所数」を設定している。</p> <p>当事業の目的は、医療へのアクセスに制約のあるへき地等に立地する診療所においても質の高い医療を行うためにオンライン診療の導入等を行うということである。そのため、活動指標が「オンライン診療の実証を行う診療所数」であり、成果指標が「オンライン診療の回数(回)」がより適切と考える。</p> <p>また、オンライン診療の目標回数が施設ごとに四半期に1回となっており、年間ベースで4回であり、実質利用されていないに等しい回数と思われる、目標回数としては少ないと考える。全体の診療件数に対する目標割合等を考慮して、目標回数を設定すべきである。</p> <p>また、活動指標として、「導入に向けての医療機関との意見交換回数」や「患者や地域住民への広報活動実施回数」を掲げることも事業の目的達成のためにもよいと考える。</p>	<p>本事業については実証事業を令和5年度までで終了し、令和6年度からは、オンライン診療を行う公立診療所に対する補助事業として取り組んでいる。この補助事業において、令和8年度より活動指標を「オンライン診療の実証を行う診療所数」、成果指標を「オンライン診療の回数(回)」とする。また、広報の実施状況など成果創出に資する新たな活動指標の設定について、実施状況も踏まえ検討していく。</p>	地域医療課
35	活動指標および成果指標の設定について	意見	32	144	<p>「ふく育」応援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「パスポート会員数」を設定し、18歳未満の子どもがいる世帯が100%会員登録を目標としているが、目標値は世帯数で、実績値は年度末の人数でカウントしており、同じ単位での比較検討がなされていない。目標値と実績値は同一の単位でカウントし比較報告される必要がある。</p> <p>また、成果指標として「合計特殊出生率」を設定しているが、合計特殊出生率は、他の要因の影響が大きく、当事業に対する成果とするには直接的な関連性が乏しい。成果指標は、当事業と直接的な関連性が認められる適切なものを設定することが望まれる。例えば、「子育ての満足度の向上」や「育児関連支出の削減効果」などがよいのではと考える。</p>	<p>事務事業カルテおよび、監査資料など本事業の成果指標をパスポート会員数に統一したほか、活動指標としてふく育応援団の参加件数を設定した。</p>	こども未来課
36	「ふく育パスポート」の稼働率について	意見	33	146	<p>令和6年10月時点における「ふく育パスポート」の利用状況を分析したところ、直近6か月間の利用実績が約3割にとどまり、1年間ログインしていない会員が約4割いることが分かった。</p> <p>これは、「ふく育パスポート」の会員の約半数が利用していないことを意味しており、子育て世帯にとって魅力的なサービスとなっていない可能性があり、ふく育パスポート事業全体の効果を最大限に引き出すため、県は、利用状況の改善に向けた取り組みを検討していくことが望まれる。</p>	<p>ふく育パスポートのホームページを改修し、対象店舗の検索機能を向上させたほか、ログイン期間の延長やプレミアムパスポートの対象拡大等に取り組む、利便性の向上を図った。</p> <p>また、福井米の販促キャンペーン等、ふく育パスポートを活用したコラボ事業も展開し、より多くの方に利用頂ける環境作りに取り組んだ。</p>	こども未来課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
37	「ふく育パスポート」の効果測定について	意見	34	148	<p>「ふく育パスポート」は、利用者がスマートフォンを使って、「ふく育パスポート」のパスポート画面を店頭で見せることにより、企業が独自に設定した割引や優待を受けることができるシステムになっているが、どの店舗でどれだけ使われているかの情報が集まる仕組みにはなっていない。そのため、「ふく育パスポート」でどの企業のどの割引や優待が子育て世帯にとって必要とされているのかニーズを把握することはできず、「ふく育パスポート」事業を発展させることができていない。</p> <p>「ふく育パスポート」事業がより良くなるためにも、ふく育パスポートの利用実態を把握できる仕組みを整えることが望まれる。</p>	<p>デジタル、非デジタルに関わらず、ふく育パスポートの利用実態把握には、膨大な時間と費用を要するため、利用者アンケートなど、県および協力企業に負担をかけない方法によるニーズ把握を検討する。</p> <p>また、現在、ふくアプリとの連携を進めており、今後、利用者や協力企業の負担が少ないデジタル方式の調査等も検討していく。</p>	こども未来課
38	ふく育の公式LINEについて	意見	35	149	<p>ふく育の公式LINEアカウントについて監査時点の登録者数は20,779人となっている。ふく育パスポートの会員数は60,000件超あるにもかかわらず登録者数が少ない。理由として、ふく育の公式アカウントがLINEで検索した場合表示されないことにも問題があるのではないかと考える。</p> <p>現状、公式アカウントの登録もホームページからのリンクからでしか発見できないため、より簡単に公式アカウントを登録できるよう改善することが望まれる。</p>	<p>福井県子育て応援サイト「ふく育」を令和7年度中に改修し、トップページ内にて「ふく育LINE」の周知を予定している。</p>	こども未来課
39	ふく育ポイントについて	意見	36	151	<p>ふく育応援団店舗で使用できる「ふく育ポイント」の発行にあたり、対象者の名寄せ、ポイント交付用の二次元コード付きハガキの郵送等、追加的な負担が生じており、事業費195百万円のうち50百万円が委託料として消費されている。当事業は、有効性、公平性、効率性の観点から改善の余地があったと考える。</p> <p>今後もふく育ポイント交付による子育て支援を実施するのであれば、利用者にとって利便性の高い給付方法への見直し、利用可能店舗の制限の撤廃、マイナンバーカードの活用による給付プロセスの合理化と行政負担の削減といった施策を講じ、より実効性のある支援事業へと改善させることが望まれる。</p>	<p>今後同様の事業を実施する際の参考にさせていただく。</p>	こども未来課
40	委託先の選定について	意見	37	156	<p>ふくい移住ブーム創出事業におけるナッジを活用した移住促進PR業務においては、特定の企業のみ履行可能として特命随意契約を行ったが、他の企業においても同様のサービスを提供していることが確認できた。</p> <p>委託先の選定にあたっては、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。</p>	<p>発注について、公募型プロポーザルの方式に切り替え、複数の候補から選定するよう改めた。</p>	定住促進課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
41	活動指標および成果指標の設定について	意見	38	156	<p>ふくい移住ブーム創出事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「ふくい移住ナビPV数」、成果指標として「新ふくい人」を設定している。定住交流課の事務事業のうち、成果指標を「新ふくい人」としている事務事業が10件に及んでおり、どの事務事業が成果指標「新ふくい人」にどれだけ寄与しているのか、貢献度を把握することが困難であり、事業評価の精度が低下する可能性が懸念される。指標は、事業目的に直接的に影響する指標を設定することが望まれる。</p> <p>当事業においては、福井県への移住に関心を持ち、実際に移住するという行動に移すことを促すため、例えば、活動指標を「広告配信数・投稿数」とし、成果指標を「ふくい移住ナビPV数」とするなどが考えられる。</p>	令和6年度ふくい移住ブーム創出事業の事務事業カルテにおいては、活動指標を「ナッジバナー広告配信回数」、成果指標を「ふくい移住ナビPV数」とし、事業目的に直接的に影響する指標に改めた。	定住促進課
42	「ふく恋 ふくい結婚応援ポータル」と「ふくいコンシェルジュ」アプリとの連携について	意見	39	160	<p>「ふく恋ふくい結婚応援ポータル」のWebサイトでは、婚活に関するイベント情報が豊富に掲載されている。しかし、現状の県民向けポータルアプリである「ふくいコンシェルジュ」アプリでは、「ふく恋ふくい結婚応援ポータル」に掲載されている婚活関連情報へのアクセスができない。</p> <p>若い世代への結婚支援をより一層推進するため、「ふく恋ふくい結婚応援ポータル」と「ふくいコンシェルジュ」アプリとの連携強化を図り、「ふくいコンシェルジュ」アプリ内で婚活関連情報が容易に閲覧できるよう、情報連携やリンクの設置などが行われることが望まれる。</p>	ふくいコンシェルジュにふく恋のアイコンを設定し、令和7年10月末から連携を開始した。	県民協働課
43	活動指標の設定について	意見	40	161	<p>オールふくい連携婚活応援事業の事務事業カルテにおける活動指標「マッチングシステム登録者数」は、令和3年度から令和5年度にかけて実績値が目標値よりも上回っているが、目標値は令和3年度から最終目標値まで1,000人のままである。</p> <p>目標値を達成できたのであれば、目標値を据え置くのではなく、より多くの登録者数を確保しようとするインセンティブにも繋がるよう、より高い目標値に見直すことが望まれる。</p> <p>なお、令和5年度補正の地域少子化対策重点推進交付金実施計画書では、年度末の会員登録数（センター登録数）の目標値が1,400人と設定されているので、これと整合性を図るのがよいと考える。</p>	令和8年度予算要求資料の目標値を1,500人とした。	県民協働課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
44	ふくい結婚応援協議会会員負担金の返納について	意見	41	161	令和5年度のふくい結婚応援協議会会員負担金について、県の予算負担金額と実績との差額が県に返納されているが、「ふくい結婚応援協議会会則」や「ふくい結婚応援協議会会計規程」には、返納に関する規定が存在しない。これでは、返納されるべき負担金が生じた場合に、返納について失念する可能性が生じる。 このような事態を防ぐため、「ふくい結婚応援協議会会則」または「ふくい結婚応援協議会会計規程」に返納に関する規定を設け、返納の要件や手続きを明記することが望まれる。	返納についてルールを明記した細則を定め、令和7年4月1日から施行した。	県民協働課
45	福井県防災ネットの県民の利用状況について	意見	42	166	福井県防災ネットおよび福井県災害情報インターネットシステムは、その内容が充実していると思われるが、その運営管理のためには毎年度5千万円弱の支出が必要となり、また、県民がこれを認知し有効利用しているかどうかは把握できていない。 県民にこの防災情報を有効利用してもらうために、県民の認知度や利用状況、このシステムへの評価・意見を調査し、それをシステムへ反映させることが望まれる。	本システムは災害時に県民へ周知するシステムのため、令和6年度2月の大雪時等において、SNS、新聞での広報を積極的に行い、また防災ネット上でも情報発信を積極的に実施したところである。 令和7年度総合防災訓練にてパンフレットに福井県防災ネットのQR等を掲載し、普及啓発を図った。パンフレットは会場配布だけでなく県HPで公開している。	危機管理課
46	請負工事における変更理由書の記載について	意見	43	173	請負工事における変更理由書において、上下に分かれた表を設けて金額等の管理を行っているが、下の表の「増減額(直工)」欄に直工のみを記載すると、上の表の金額との整合性が確認できず、記載漏れや数値の入力ミスが生じてしまうおそれがある。 これらの誤りを回避するために、直工以外についても記載し、上と下の表の金額の整合性を担保するのが望ましい。	変更設計書を作成する上で、変更金額と内訳金額が突合するよう作成すべきところ、該当の変更設計書は、単に内訳に記載すべき直工以外の費用の記載が漏れていた。 今後は、変更金額と内訳が突合する変更設計書を作成するよう周知徹底した。	農地保全整備課
47	成果指標の設定について	意見	44	177	ふくいの空から県民を守るドローン防災事業の事務事業カルテにおいては、成果指標が設定されていない。「災害時の状況把握の予算であるため、成果指標の設定が困難」という理由について理解はできるが、成果指標は事業の有効性をはかる唯一の定量的な指標であり、できる限り設定することが望ましい。 当事業は、その事業内容から「災害発生時にドローンを適切に運用できる体制の確保」を目標としていると判断できることから、例えば、「災害が予想される地域の災害用ドローンによる対応カバー率100%の維持」を成果指標として記載することが考えられる。	令和6年度事務事業カルテにて新たに成果指標を設定した。	土木管理課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
48	変更契約の適切な実施について	指摘	4	181	<p>県立学校タブレット活用推進事業において、県の契約書特記事項に関する指針の一部改正に伴い「委託業者等における個人情報等の取扱い状況の確認依頼および契約書特記事項の一部改正について（通知）」（D推第1308号、情法第903号）に基づき、「情報セキュリティに関する特記事項」および「個人情報取扱特記事項」の内容変更（情報の廃棄処理の報告等）の変更契約書を作成し、締結する必要があったが、失念していた。</p> <p>必要な契約変更については忘れずに実施する必要がある。</p>	<p>契約に関する通知等が発出された際は、契約担当者のみではなく、複数の職員で通知内容を確認し、契約変更等の対応を失念しないよう徹底した。</p>	<p>高校教育課</p>
49	活動指標および成果指標の設定について	意見	45	182	<p>県立学校タブレット活用促進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「学校でロイロノートが利用できる端末の割合（％）」を設定している。整備することはもちろん大事であるが、実際に活用されて初めて、当事業の目標が達成できると考える。活動指標としては、例えば、「学習支援アプリを利用した件数」などを設定することが望まれる。</p> <p>また、成果指標として「授業の内容がよくわかると答えた生徒の割合（％）」を設定しているが、学習支援アプリを利用したことによる成果との関連が明確になっていない。当事業の活動の成果として分かるように、例えば、「学習支援アプリの利用により授業の内容が分かりやすくなったと答えた生徒の割合（％）」といった事業内容に直接的に結びつく成果指標を設定することが望まれる。</p>	<p>「学校でロイロノートが利用できる端末の割合（％）」については、「学習支援ツールを利用した割合（％）」に、「授業の内容がよくわかると答えた生徒の割合（％）」については、「ICT端末を利用することで授業の内容が分かりやすくなったと答えた生徒の割合（％）」に変更し、事業内容に直接的に結びつく成果指標を設定する。</p>	<p>教育政策課</p>
50	成果指標の設定について	意見	46	188	<p>小中学校タブレット端末活用モデル事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「授業でのタブレット端末の活用状況」を設定している。それ自体は問題ないと思われるが、「授業および家庭の両方から児童生徒一人一人の主体的な学び、個別最適な学びを実現する」ということが事業目的であることから、「家庭におけるタブレット端末の活用状況」も成果指標として加える方がよいと考える。</p>	<p>今後、同様にデジタル教科書の活用を推進する事業を実施していく際には、「家庭におけるタブレット端末の活用状況」も成果指標として加えることを検討する。</p>	<p>義務教育課</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
51	システムの活用について	意見	47	192	<p>はびりゅうスポーツ広場は、まだ運用され始めて間もないものの、月別の登録者数と入力回数を比較すると、入力回数は1人当たり月に2回未満と小学生において当該システムの利用があまりなされていないようである。</p> <p>福井県の児童が運動することを促すツールの一つとして有効と考えられることから、県内児童の運動能力の向上を図る観点からも当該ツールについて整備・提供するだけでなく、実際に活用してもらうような活動や施策も行っていくことが望まれる。</p>	<p>はびりゅうスポーツ広場の学校での活用を進めるため、先進的に取り組んでいる8校の事例をまとめ、活用事例集として令和7年3月に県内全ての小学校への周知を図った。</p> <p>また、令和7年4月末に行われた県体育主任会や県校長会において、積極的な活用を促した。</p> <p>さらに、児童が自ら活用する環境づくりの一環として、サイト内に期間限定のアイテムを追加したり、達成目標を設定し、それに応じたアイテムを付与したりするなど、より活用してもらえようような取り組みを進めていく。</p>	保健体育課
52	公募の公知性について	意見	48	193	<p>はびりゅうスポーツ広場システム構築事業は、一律の仕様を作成し、価格のみで調達を行う一般競争入札でなく、最低限の仕様を示し、提案内容と費用を総合的に判断し、県にとって一番良い内容での調達を行うという観点から公募型プロポーザル方式により調達を行っている。</p> <p>ただし、実際に応募があったのは、1者のみであった。公募は、県庁1F掲示版への掲示と、ホームページでの告知によって行われた。</p> <p>公募型プロポーザル方式を採用した趣旨が満たされ、少しでも多くの応募者が出てこられるよう、公募期間を長くする設定する、掲示版への掲示やホームページでの告知だけでなく、プッシュ型の方法（事前登録者へのメール配信等）も導入するなどし、公知の方法を工夫することが望まれる。</p>	<p>今後、公募型プロポーザル方式により調達を行う際は、より多くの事業者が応札できるよう、福井県が運営する県内企業・団体向けポータルサイト「ふくいナビ」にプロポーザル入札情報を掲載する。</p>	保健体育課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
53	活動指標および成果指標の設定について	意見	49	194	はびりゅうスポーツ広場プロジェクト事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「児童の参加」を設定しており、事業目的達成として行う指標として問題はない。ただし、ただ参加とするなら最初の紹介時に目標を設定すれば1回参加したということだけで目標を達成したことになり、事業の目的を達成できないと考える。一定回数以上参加することで始めて児童の運動に親しむ資質の育成と体力の向上を図るという事業の目的が達成できると考える。そのため、例えば、10回以上参加等、一定回数以上の参加や一定期間の継続的な参加などを活動指標とすることが良いと考える。 また、成果指標として「小学校5年生の1週間の総運動時間(分)」を設定しているが、解決すべき問題が「運動をする児童としない児童の二極化が進んでいる。」、問題を表す客観的データが「令和5年度小学生の1週間の総運動量60分未満の割合」であることを考えると、成果指標は「1週間の総運動量〇〇分(最低60分)以上の児童の割合」とするのが課題と整合し良いと考える。	活動指標に「1カ月の1人当たり記録回数」、成果指標に「小学5年生の1週間の総運動時間が60分以上の割合」を追加し、それぞれ適切な指標を設定した。	保健体育課
54	予算執行率の改善について	意見	50	204	県内企業のDX推進事業において、県は必要と考え確保した予算額のほぼ3分の1を執行できなかった。このことは、県内企業のDXに対する県の寄与度が十分ではないことを意味し、県内企業の成長・発展に好ましくない状況である。 県は、予算執行率を高め、県内企業のDXに寄与するために、予算執行率が低い原因を調査し、事業内容を見直す必要がある。	当該事業の予算執行率が低い理由として、補助要件や支援方法が企業のニーズと合致していないことが原因であると考え、令和6年度から事業内容を見直した結果、予算執行率は改善した。	経営改革課
55	補助事業者の県への実績報告について	意見	51	205	補助事業者が県に提出し報告する県指定の実績報告書には、見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄がない。 県は、この実績報告書に見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄を設けるか、それを記載した書類を添付させることにより、補助事業者に差異の原因・理由を調査・分析させ、書面で報告させることが必要である。	産業労働部経営改革課所管補助金等交付要綱第4条に基づき、補助金の執行見込みと実績の差異が大きい場合は補助事業計画変更承認申請を義務づけており、その中で原因・理由を確認している。	経営改革課
56	成果指標の設定について	意見	52	205	県内企業のDX推進事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「県内企業のIoT導入率」を設定しているが、指標の測定頻度(2年ごと)や事業全体の成果を表す指標かどうかという観点から、適切とは言えない。 活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	令和7年度からは、事業全体の成果を表す「県の支援を通じてDXに取り組んだ企業数」を成果指標として設定し、その設定方法としてサブ事業ごとに指標を設定し積上げる形にしている。	経営改革課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
57	デジタルバウチャー「ふく割」の施策の方針変更について	意見	53	213	<p>「ふく割」による消費喚起事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「消費喚起額」を設定しており、令和3年度から令和4年度までは実績が目標を上回る成果を上げ、コロナ禍による消費の落ち込みを喚起するという点で成果を上げていた。しかし、令和5年度においては目標を下回っており、令和5年度に特定業種に絞ってバウチャーを発行する方針に変更したことが要因として考えられる。</p> <p>令和5年度についてもバウチャーの発行方針を変えることなく令和4年度までと同様の方針を継続すべきであったと考える。</p> <p>今後のバウチャー施策においては、過去の成功事例や消費者ニーズを十分に分析し、費用対効果の高い施策設計を行うことが望まれる。また、特定業種への支援を行う場合には、客観的なデータに基づき、有効な施策かどうかよく検証することが望まれる。</p>	<p>今後、経済状況が悪化し、消費喚起の施策が必要となった場合には、今回頂いたご意見を参考に高い費用対効果を得られるよう施策設計に取り組む。</p>	商業・市場開拓課
58	活動指標および成果指標の達成状況と今後の対応策について	意見	54	217	<p>スマート施設園芸拡大推進事業について、事業終了年度における目標未達成は、新型コロナウイルス感染症の拡大や資材高騰といった外部要因の影響が大きく、理解できる面もあるが、要因についてはより詳細な分析が必要である。</p> <p>特に、資材高騰の影響については、今後も引き続き資材価格が低下する見込みは低い状況であることを踏まえ、次期事業での対応策を検討する必要がある。</p> <p>所管課では、次期事業に向けて、ランニングコストの低減やブランド化による販売単価の上昇などの方策を考えているが、事務事業カルテへの当該方策の記載は見られなかった。次期事業で検討すべき方策についての所管課の意見は事務事業カルテに記載しておくことが望まれる。</p>	<p>ランニングコストの低減について、次期事業において、燃油価格、電気料金の高騰に対応するために、事業者が省エネ設備等を導入する際の支援について、事業カルテに記載した。</p>	園芸振興課
59	補助対象となる条件について	意見	55	218	<p>スマート施設園芸拡大推進事業において、補助事業者の売上高目標は概ね3,000万円以上となることを補助要件としている。これは、利益目標500万円から逆算されたものである。県は、補助金の目的である大規模な農業経営の実施により、農業でも儲かることを示すためにも、より高い売上高目標を設定することが望まれる。</p>	<p>売上目標高3,000万円は農業において、高い目標であるため、補助要件としては適切であると考えられる。</p> <p>現在、売上高目標3,000万円を目標とした事業を検討している事業実施主体もあるため、次期事業において、売上目標高に加え、所得目標を設定する。</p>	園芸振興課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容		
60	補助事業の申請書類の検証について	意見	56	223	<p>儲かるふくい型農業総合支援事業（スマート農業型のみ）における令和5年度の補助事業において、事業者から提出された収支計画書に、役員報酬の計上誤り、収入合計額の不一致といった記載誤りが検出された。</p> <p>些細な数値の誤りではあるが、収支計画は補助事業採択決定において重要な資料である。時間的、人的に十分なチェック体制を確保する必要がある。</p>	補助事業の採択決定において公正な審査を行うため、経営指導を行う現場担当と事業担当の複数人でチェックする体制を整えた。	園芸振興課
61	活動指標および成果指標の設定について	意見	57	227	<p>中山間総合対策支援事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行なっているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>	営農省力化支援事業について、新たに活動指標として年間支援集落数、成果指標として作業を10%以上省力化した集落数を設定した。	中山間農業・畜産課
62	データの活用について	意見	58	233	<p>森林クラウドシステム導入事業によって整備された森林情報に関するデータは、現状、森林整備のためだけに使われている。</p> <p>当該情報については、相続税評価における立木の評価等にも活用できると考えられ、森林の立木の評価の効率的な運用に役立てられるようにするなど、さまざまな場面で活用されていくようにすることが望まれる。</p>	森林整備以外におけるデータの活用について、他県事例を参考に検討していく。	森づくり課
63	活動指標の設定について	意見	59	233	<p>林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「航空レーザ計測面積（ha）」を設定しているが、これは、航空レーザ計測による地形・資源のデジタル化事業には該当するが、森林クラウドシステム導入事業とは直接関係がない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。</p> <p>森林クラウドシステム導入事業においては、例えば、活動指標として、データ化件数などがよいのではないかと考える。</p>	森林クラウドシステム導入事業における活動指標として、データ適正化を実施した市町数を記載した。	森づくり課
64	ドローンの活用について	意見	60	234	<p>森林調査は、これまで有人航空機や人力による地上調査が主流であったが、近年、ドローンを活用した方法も行われてきている。ドローンを活用することで、労力やコストの削減、高精度なデータの取得、安全性の向上、迅速な処理、環境負荷の低減といった多くの利点があり、持続可能な森林管理と効率的な資源利用に貢献すると考えられる。</p> <p>今後もドローン技術の進化が期待される中、県は、ドローンを活用した森林調査方法の研究・導入を検討していくことが望まれる。</p>	森林航空レーザ計測は、令和7年度中に県内全域の計測を終える予定。令和8年度以降に計測データの更新が必要になった際に、手段の一つとしてドローンの活用も検討していく。	森づくり課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
65	成果指標の設定について	意見	61	235	<p>林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「県全体の県産材生産量（m³）」を設定しており、各サブ事業はそれに影響を与えることから誤っているわけではないが、県産材生産量の増加は、各サブ事業の活動成果によるもののほか、設備の導入や労働人数の増加等、生産能力の向上による面も影響することになる。成果指標は、各事業に適したものを設定し記載することが望まれる。</p> <p>例えば、成果指標として、施業地確保や路網計画の決定件数、県が目標としている全体の森林面積や地域に対する達成割合などがよいのではないかと考える。</p>	<p>成果指標として主伐の実施区域数を記載した。</p>	森づくり課
66	委託契約における備品購入について	意見	62	240	<p>「操業日誌を利用したズワイガニ資源量推定技術の開発」研究委託契約内で購入したワークステーションの所有権は、研究委託が終了するまでは公立大学法人福井県立大学に帰属するが、委託契約の内容によっては、研究終了後に福井県に返還される可能性がある。</p> <p>担当者が変わったとしても、このような備品がどこにあるかをより簡単に把握できるよう、一覧表を作成し、常時把握できるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>令和7年度以降は共同研究契約書に物品の取り扱いについて条文を修正・新設。台帳を備えること、複数年にわたって継続して委託する場合は取得物品の状況報告を行うことを定めた。令和6年度以前の備品一覧表については作成を検討中である。</p>	水産試験場
67	活動指標および成果指標の設定について	意見	63	246	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「観光プレーヤー支援数」を設定しているが、これは他のサブ事業には該当するが、観光デジタルマーケティング（CRM）推進事業とは直接関係がない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業の各サブ事業の活動内容を精査し、事業目的および成果の特性に応じた活動指標および成果指標を設定することを検討していく。</p>	観光政策課
68	事務事業カルテの各項目の記載内容について	意見	64	247	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテ上の各記載項目の中には、サブ事業ごとに内容が異なる項目があるものであっても、全体の中の特定のサブ事業に関するものについてのみ記載しているものがある。</p> <p>事務事業の規模が大きい場合や多岐にわたる場合で、複数のサブ事業を実施している場合、見る側が誤った理解をしないよう、事業単位を評価可能な最小単位まで分けるか、事務事業カルテの各項目はサブ事業ごとに記載するなど、柔軟な使い方をする必要があると考える。事務事業カルテを見る側が正しく事業の方針や動きを理解できる記載内容となるよう、改めて事務事業カルテの記載方法について検討することが望まれる。</p>	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業における事務事業カルテの各項目について、閲覧者が誤解しないように、サブ事業ごとに分けて記載する形式を検討する等、柔軟な運用を行っていく。</p>	観光政策課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
69	委託先の選定について	意見	65	254	<p>令和3年度にインバウンド向けウェブサイトの作成の際、総合的な見地から最適な事業者を選定する提案募集を行い、委託先を選定している。しかし、令和3年度の入札資料を確認したところ、主に多言語での情報発信能力を重視されており、SNSコンテンツ制作の専門性は十分な検討対象となっていなかったように見受けられる。</p> <p>今回の委託内容については、SNS運用業務であり、前回入札とは求められる専門性が異なり、また、他の自治体でもSNS運用業務単独での競争入札や公募型プロポーザルが事例としてあるように、SNSでの情報発信が競争入札に適さない事業に該当するとは考え難く、特命随意契約により同じ委託先とすることは妥当ではなかった可能性が高いと考える。</p> <p>今後の委託先選定については、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。</p>	<p>インバウンド向けウェブサイトのリニューアルに合わせて、SNS運用の業務委託を取りやめ、福井県観光連盟の直営へと切り替えた。</p> <p>なお、今後、同様の業務発注を行う際には、公募型プロポーザル等により経験や専門性を踏まえて、複数候補から選定するよう見直す。</p>	インバウンド交流課
70	活動指標および成果指標の設定について	意見	66	255	<p>インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「SNSフォロワー数」、成果指標として「ウェブサイトPV数」を設定しているが、令和4年度から令和5年度にかけてSNSフォロワー数が増えているもののPV数は減少している。活動指標と成果指標に相互関連性がなく設定に問題があると考え。また、SNSフォロワー数が増えているが、活動の結果、フォロワー数が増加するのであって活動指標に設定することは適切でない。</p> <p>活動指標と成果指標について、例えば、活動指標についてはオリジナルコンテンツの制作件数や投稿件数、成果指標についてはウェブサイトPV数、SNSフォロワー数、ウェブサイトPV数÷広告費用、SNSフォロワー増加数÷広告費用など、費用対効果の測定可能性を考慮して設定するのがよいと考える。</p>	<p>活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。</p>	インバウンド交流課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
71	事業の経済性について	意見	67	257	<p>インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業においては、令和3年度35,666千円、令和4年度25,228千円、令和5年度34,739千円の計95,633千円の投資を行い、ウェブサイトのPV数（英語、繁体字、簡体字の合計）は令和4年度35,905PV、令和5年度34,228PVであった。</p> <p>ウェブサイトの1PVあたりの事業費は、令和4年度と比較して令和5年度は増加しており、費用対効果が悪化しており、ウェブサイトやSNSの運営・管理体制について見直しが必要である。</p> <p>また、SNSの運営費や広告費について、費用対効果の再検証を実施し、ウェブサイトやSNSの運営・運用方法についてもコンテンツの質の向上に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>インバウンド向けウェブサイト进行全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。</p>	インバウンド交流課
72	活動指標および成果指標の設定について	意見	68	261	<p>新幹線開業時ミュージアム誘客拡大事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「企画展開催数」、成果指標として「企画展観覧者数」を設定しているが、事業の目的である「インバウンド対応」との関連性が低いと考えられる。</p> <p>本来は、インバウンドで訪れた人数や満足度を把握することが理想だが、それが難しい場合でも、多言語化対応した施設の来場者数や多言語化したホームページのPV数などを成果指標として設定する方が適切であり、企画展に限定した指標とするべきではないと考える。</p>	<p>令和8年度からは多言語対応した4館の来場者数を成果指標として設定する。</p>	文化課
73	Free Wi-Fiの設置について	意見	69	267	<p>福井城復元アプリは、アプリ本体と3Dデータのダウンロードに大容量の通信を必要とし、利用者にとって負担が大きい。そこで、城址敷地内には福井県のフリーWi-Fiスポットが設置されている。ただし、隣接する福井市中央公園にも福井市のフリーWi-Fiスポットが設置されており、両者のエリアが一部重複している箇所がある。</p> <p>このような重複箇所については、両自治体が連携してWi-Fiスポットを設置・運営することで、設置費や運営コストの削減が行われることが期待される。</p>	<p>今後類似の事業を行う際には、他自治体との連携により効率的な事業運営を実施する。</p>	交通まちづくり課
74	活動指標および成果指標の設定について	意見	70	268	<p>福井城址活用推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、サブ事業ごとには設定されていない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>	<p>サブ事業がある場合にはそれぞれに適した活動指標および成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。</p>	交通まちづくり課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
75	事務経費の予算について	意見	71	278	<p>補助金交付先が作成した県内観光促進事業（いこーよ！キャンペーン）実施計画書によれば、予算額120,000千円のうち、クーポン原資77,000千円を除く事務経費が43,000千円と見積もられており、実に35.8%が事務経費にかかる計画となっている。当初計画から事務経費が多額に見積もられており、事務経費の内訳については十分な検討がなされていない。</p> <p>事務経費の予算については、具体的な準備活動等の積み上げによる予算ではなく、クーポン原資に対して最も効果的かつ効率的な運用がなされるよう、複数プランを策定し、最も費用対効果が優れたものを採用するよう改善することが望まれる。</p> <p>また費用対効果の測定指標として民間で使われている指標を用い、計画段階から事務経費が事業規模に対して妥当な水準であるものか比較できるようにすることを検討することも望まれる。</p>	<p>今後、同種の事業を行う場合には、民間で使われている手法なども検討しながら、複数のプランを想定し、予算の範囲内で最も費用対効果が優れたものを採用するようにしていく。</p>	観光政策課
76	紙クーポンとデジタル地域通貨を交付する場合の事務経費削減について	意見	72	278	<p>デジタル地域通貨を発行することで事務経費の削減が期待されるべきであるが「ふくいdeお得意こーよ！キャンペーン事業」では、紙でのクーポン発行とデジタル地域通貨の両方を発行したため事務経費が二重にかかっていた。また、デジタルでの発行に伴い店舗用二次元コードのための経費も発生していた。</p> <p>スマートフォンを持たない宿泊客への対応として紙クーポンが必要であるならば、紙クーポン発行対象を限定し、デジタル地域通貨の利用をより簡便化・簡略化することで、消費者および店舗の負担を軽減し、全体的なコスト削減を図っていくべきであった。</p>	<p>今後、紙クーポンとデジタル地域通貨を交付する事業を行う場合には、ご意見いただいた手法を含め、事業目的や効果、利用者の利便性なども勘案した適切な手法かつ適切な事務経費になるようにしていく。</p>	観光政策課
77	再々委託承認申請書の記載事項について	意見	73	303	<p>Microsoft Teamsによる外部とのコミュニケーション拡張に係る専用ツールの導入及びライセンス提供業務において作成された『再々委託承認申請書』において、記載事項として、「再々委託先が取り扱う情報」があるが、当該記載事項が空欄のままとなっていた。</p> <p>該当がなかったことから空欄にしたとのことであるが、県は、記載が要求されている事項については、該当がない場合であっても「再々委託先が取り扱う情報はない。」や「再々委託先が取り扱う情報は存在しない。」など何らかの記載を求め、記載が漏れているとの誤解や不必要な確認作業を避ける観点からも記載を求めるべきである。</p>	<p>当該案件については、令和7年1月6日付で委託先より個人情報や機密を要する機微情報を扱わないことを確認している旨の文書を提出いただいた。再委託先および再々委託先において取り扱う情報がない場合であっても、承認書は空欄とせず該当がない旨の記載を求めるよう、課内に周知徹底していく。</p>	DX推進課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	担当課	
通番	項目	区分	区分No.	ページ			内容
78	活動指標および成果指標の設定について	意見	74	303	デジタル県庁推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一つである「①RPAを活用した事務処理の効率化」に関するもののみであり、その他の各サブ事業に対するものと直接的に繋がるものではない。 活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	令和8年度当初予算より、予算要求方法が変更となったことに伴い、デジタル県庁推進事業については、サブ事業を独立した一つの事業として予算要求予定であり、各サブ事業ごとに活動指標および成果指標を設定することとなる見込みである。	DX推進課
79	「福井県電子申請サービス」のサイトの使いやすさの改良について	意見	75	341	県民（市民）は自分が申請・届出しようとしている事項が県・市町のどちらへの申請・届出事項かわからない場合は、「福井県電子申請サービス」のホームページから県または各市町のサイトにアクセスしてから申請・届出事項を選択または検索するようになっている。 県か市かどちらに申請するか分からない県民のため、あるいは、分かっているにもかかわらず、ホームページから直接検索条件を設定・入力できるようにすることが望まれる。	県民が使いやすいサービスとなるよう、改修について事業者と協議していく。 なお、令和6年度に導入した手続きナビにおいては、ライフイベント毎に利用者に必要な手続きや準備物、対象窓口、電子申請が可能な手続き等を県・市町あわせて案内することができ、迷うことなく必要な申請等を把握することが可能である。この、手続きナビの導入自治体を拡大することで、住民の利便性向上に努めていく。	DX推進課
80	標準外経費における活動指標および成果指標の設定について	意見	76	342	県は、電子申請システム運営事業の支出は経常的費用として活動指標および成果指標を設定していない。 しかし「標準外経費」に該当するこの事業においては、その支出の効果を測定し事業評価を行うために指標の設定が必要であると考え。例えば、電子申請サービスにおいては、活動指標として「オンライン化された手続き数」、成果指標として「電子申請件数」、施設予約サービスにおいては、活動指標として「予約可能な施設数」、成果指標として「オンライン予約数」が考えられる。	「電子申請サービス」および「施設予約サービス」については、あくまで住民サービスの利用手段の一つであり、デジタルに不慣れな県民もいらっしゃるなどアナログでの対応も重要であることを踏まえ、一部の項目において指標を設定した。	DX推進課
81	再委託の範囲や全体像の明確化について	意見	77	355	再委託承認申請書の記載内容だけでは、委託と再委託の範囲や全体像の把握が容易でなく、再委託が適当かどうか判断しにくい。 再委託をする際には、再委託業務範囲について、全体の委託業務のうち、どの範囲で再委託がされているかわかるように、業務内容や業務プロセスごとに役割分担表を作成し、再委託業務の範囲に係る合理性があるかわかるようにすることが望まれる。	全体の委託契約のうち、どの範囲で再委託がされているかわかるように、再委託の業務内容や業務プロセスがわかるものを、再委託承認申請書と併せて委託業者に提出させるようにする。	審査指導課

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容	担当課
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容		
82	マイナンバーカードの取得推進について	意見	78	366	<p>国の事業の一環として行われていたマイナンバーカードの取得促進事業が令和5年9月に終了した後においては、マイナンバーカードの普及のための施策や事業等は特に実施されていない。</p> <p>県民の利便性向上や行政のデジタル化の促進を図っていくためにも、取得していない県民への個別対応やマイナンバーカードを活用したサービスの提供を実施し魅力を高めるなど、何らかの施策を実施し、引き続きマイナンバーカードの取得推進に向けて取り組んでいくことが望まれる。</p>	<p>令和6年度末時点の県内のカード交付率は89.8%となっており、ほぼ全ての県民にマイナンバーカードが普及している。</p> <p>今後も、カードの交付事務や利活用に関する国からの情報提供に加え、他県の先進的な取組み事例を紹介するなど、今後も引き続き市町の交付事務の支援を実施していく。</p>	市町協働課
83	活動指標の設定について	意見	79	377	<p>「FUKUI SAFETY PROJECT」事業においては、成果指標として「交通事故死者数」を設定しているが、活動指標を設定していない。</p> <p>経済性・有効性・効率性などの観点から事業の評価を行うためには、成果指標だけでなく、この事業の支出によって行われた活動の結果を表す適切な数値を活動指標として設定すべきである。</p> <p>また、活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。</p>	<p>令和6年度の事務事業カルテにおいて、活動指標に「新聞広告による広報回数」を設定した。</p> <p>設定した活動指標は、交通安全広報啓発事業で令和4年度から、高齢ドライバー交通事故防止対策事業で令和5年度から行っていることから、数年の実績があり、今後も継続して行う見込みのある活動であるため採用したものの。</p>	交通企画課

※ ページは「令和6年度包括外部監査の結果報告書」ページ